

令和7年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

問合せ 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課給付グループ ☎059-369-3201

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

対象 本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税で、預貯金など(表1)が基準額(表2)を超えない人

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

(表1)

預貯金などに関する 具体的な例	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債(借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険、自動車	×

(表2)

所得の状況		預貯金などの金額
生活保護受給者		
本人、配偶者 および世帯 全員が市町村民 税非課税	老齢福祉年金の受給者 第2号被保険者(65歳未満 の被保険者)	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計額が80万9,000円以 下の人	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計額が80万9,000円超 120万円以下の人	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計額が120万円超の人	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

認定有効期間

申請月の1日～翌年7月31日

申請に必要な物

▷介護保険負担限度額認定申請書兼同意書(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます)

▷預貯金に関する通帳など(直近2カ月以内の残高が確認できるもの)の写し(配偶者がいる人は配偶者の通帳も必要です)

※生活保護受給者は不要です。

提出先 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

受付開始日 7月1日(火)

現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和7年7月31日までです。8月1日以降も継続して認定を受けようとする人は、8月29日(金)(必着)までに鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課へ申請してください。

食費・居住費の特例減額措置について

市町村民税課税により介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

なお、認定を受けるには、世帯の構成員数、年間収入、預貯金などの要件があります。詳しくは、鈴鹿亀山地区広域連合へお問い合わせください。